山形大学紀要(自然科学)投稿規程

この規程は，山形大学紀要(自然科学)(以後「自然科学編」と略す)への投稿に必要な事項を定めるものである。

(2008 年 12 月 10 日改訂)

1．名称及び発行

山形大学紀要(自然科学)〔Bulletin of Yamagata University(Natural Science)〕と称し，毎年１回，２月に山形大学学術機関リポジトリを通じて電子版で発行する。4 号分をもって１巻とし，１巻ごとに冊子体で保存版を発行する。

2．投稿資格

(1)「自然科学編」へ投稿できる者は，本学教職員であることを原則とする。ただし，定年退職した教員及び現在非常勤講師として本学に相当年数勤務し，編集委員会において適当と認めた者については，投稿を認める。

(2) 本学教職員以外の者との共同研究については，本学教職員が共同執筆者である場合に限り，投稿を認める。

(3) 本学の大学院学生及び大学院研究生で，編集委員会において適当と認めた者については，投稿を認める。

3．投稿記事とその種類

自然科学に関する記事で,「自然科学編」編集委員会が適当と認めたもの。その種類は次のとおりとする。なお，他誌との二重投稿は認めない。

(1) 原著論文

(2) 総説

(3) 資料

(4) その他(編集委員会が適当と認めたもの)

4．使用言語及び版組

和文又は欧文とする。大きさはＡ４判とし，段組は横一段又は横二段とする。

5．原稿の制限

(1) 本文，図・表等を含めた刷り上がり総ページが，欧文 21 ページ，和文 35 ページ内とする。なお，図版や図・表の１つの大きさは，原則として１ページを超えないものとする。

(2) 前項の制限を超える原稿は，編集委員会が適当と認めた場合に限り，受理されることがある。

(3) カラー印刷等の特殊な印刷も可能とする。

6．原稿の作成

別に示す「山形大学紀要(自然科学)論文原稿作成上の注意」により作成する。

7．原稿の提出

(1) 完成した原稿については，２部のコピーを作り，計３部に電子媒体を添えて小白川

キャンパス事務部総務課総務担当(小白川図書館)に提出する。このとき，受付日・時間を明記した受領書を受取る。

(2) 前項で提出された電子媒体は執筆者へ返却するものとする。

(3)「自然科学編」の原稿の受付けは常時行うが，各年度の原稿提出の区切りは，7 月 15 日とする。

8．記事の掲載の可否

(1) 原著論文については，編集委員会は 2 名の査読者に審査を依頼する。原著論文以外の記事については，編集委員会が必要と認めた場合は同様に審査依頼する。審査の結果必要ならば，編集委員会は原稿の修正等を求めることができる。

(2) 掲載の可否は編集委員会が決定する。

9．校正

(1) 校正は，著者の責任において 2 日以内に行い，再校までで校了するように努力すること。

(2) 校正は，誤字，脱字等の訂正を原則とする。なお，大幅な訂正が不可欠な場合は，編集委員会の許可を得るものとし，それに伴う経費は著者負担とする。

(3) 冊子，表紙，標題，著者名，号巻数，及び柱(欄外見出し)などの体裁に関する部分は，編集委員会の責任において調整する。

10. 掲載の経費及び別刷りについて

(1) 掲載に要する経費は，制限内のページ数であれば，原則として無料とする。

(2) 制限ページを超過した場合，又は，カラー印刷など特殊な印刷を要する場合，その印刷経費は原則として執筆者負担とする。

(3) 別刷り 100 部までは無料とする。ただし，予算額に不足が生じた場合は，執筆者の負担とする。

11. 出版権等

論文を投稿する者は，山形大学に対して，当該論文に関する出版権を設定する。また，論文等は全て電子化し，山形大学学術機関リポジトリを通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。このため，論文を投稿する者は，山形大学に対し，当該論文に関する複製及び公衆送信を行うことを許諾するものとする。

附　則

この投稿規程は，平成 20 年 12 月 10 日から施行し，平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

附　則

この投稿規程は，平成 21 年 10 月 29 日から施行し，平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附　則

この投稿規程は，平成 23 年 4 月 26 日から施行し，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この投稿規程は，平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

附　則

この投稿規程は，平成 24 年 4 月 19 日から施行する。

附　則

この投稿規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この投稿規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この投稿規程は，平成 30 年 9 月 1 日から施行する。